

「自治体システム等標準化検討会分科会」

第2回議事概要

日 時：令和元年9月25日（水）13：00～16：00

場 所：中央合同庁舎4号館 共用1214特別会議室

出席者（敬称略）：

（分科会長）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所代表取締役社長

（構成員）

渡邊 康之 筑西市企画部情報政策課係長

岡田 寿史 前橋市政策部情報政策課副参事

摩尼 真 町田市市民部市民課担当課長

坪田 充博 日野市総務部情報システム課主幹

福田 達夫 藤沢市総務部IT推進課長

山澤 浩幸 三条市総務部情報管理課長

金泉 嘉昭 出雲崎町町民課長

松下 大輔 飯田市市民協働環境部市民課住民記録係長（倉田 司 市民協働環境部市民課長の代理出席）

野口 泰弘 神戸市市民参画推進局住民課システム担当係長

萬 孝紀 倉敷市企画財政局企画財政部情報政策課主任（鎌田 英希 倉敷市企画財政局企画財政部副参事兼情報政策課長の代理出席）

津留 薫 久留米市市民文化部市民課課長補佐

福永 浩二 大崎町住民環境課課長補佐

荻野 敦 地方公共団体情報システム機構住民基本台帳ネットワークシステム全国センターシステム部長（樋口 浩司 住民基本台帳ネットワークシステム全国センター長の代理出席）

佐藤 勝己 地方公共団体情報システム機構研究開発部長

吉本 明平 一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部担当部長

三木 浩平 内閣官房情報通信技術総合戦略室政府CIO補佐官

欠席：林 博孝 神奈川県町村情報システム共同事業組合主幹

(総務省)

高原 剛	総務省自治行政局長
阿部 知明	総務省自治行政局行政課長
三橋 一彦	総務省自治行政局住民制度課長 (構成員)
平野 智也	総務省自治行政局住民制度課課長補佐
神門 純一	総務省自治行政局地域情報政策室長 (構成員)
渡邊 康之	総務省自治行政局地域情報政策室課長補佐
大石 隆之	総務省情報流通行政局地域通信振興課専門職 (構成員) (磯 寿生 地域通信振興課長の代理出席)
大森 一顕	総務省サイバーセキュリティ統括官付参事官 (総括担当) (構成員)
植田 昌也	総務省自治行政局行政経営支援室長 (構成員)
正木 祐輔	総務省自治行政局行政経営支援室課長補佐

【議事次第】

1. 開会
2. ベンダヒアリング
3. ヒアリングまとめ
4. 閉会

【ベンダヒアリング・ヒアリングまとめ（概要）】

項目①広域クラウド化

広域クラウド化について貴社としての、課題等を含めた評価・所感について。
また、課題等については6項目に分けて教授頂いた。

i) 広域クラウド化の実施又は実施予定の有無とそのスケジュール

A社：広域クラウドという枠組で実施していない。

B社：広域クラウドについては実施済み。LGWANIによるサービス提供の実施については未定。

C社：大都市向け住民情報クラウドサービスを令和元年（2019年）11月より提供開始。中小自治体向けはすでに提供済み。LGWAN-ASPとして提供している事例もある。

D社：平成24年（2012年）よりハードの共同利用だけでなく、パッケージを標準で利用できるサービスを2県の市町村に提供。令和元年（2019年）度中に

LGWAN-ASPのアプリケーションサービスに登録申請予定。

E社：広域クラウド化は実施済。LGWAN-ASPサービスは令和元年（2019年）度中の提供予定で準備中。

F社：平成22年（2010年）から全国共同利用型（「広域クラウド」に相当すると想定）の基幹システム・クラウドサービスを提供しており、LGWAN-ASPとしても利用可能。

G社：広域クラウド化サービスについては、現在検討中（サービス開始時期未定）。また、LGWAN-ASPでの提供有無も併せて検討中。

ii) カスタマイズを加えている自治体を含めた自治体間での広域クラウド化に当たっての課題、ノンカスタマイズの自治体間での広域クラウド化に当たっての課題

A社：パッケージシステムの標準機能利用を前提とした県域を越えた広域クラウドとした場合、各都道府県仕様の対応については課題となる。

B社：一定のカスタマイズは許容する仕組みでカスタマイズに起因する自治体間での課題は特にない。

C社：大都市向けクラウドでは、各団体の個別カスタマイズが可能なサービスとして提供予定。大都市では個別カスタマイズを完全になくすことは難しい。

D社：ノンカスタマイズの場合、医療費など都道府県によりサービスの有無はあるが、大きな問題となる業務はない。人口統計など若干仕様は異なるが、パラメータで調整可能な範囲と考えている。

E社：申請書/出力帳票の書式や用語の統一が課題。また、カスタマイズ部分の調整作業について遠隔地（広域）の場合は移動時間も考慮しなければならず大変。カスタマイズ費用の受益者負担を行うとカスタマイズ団体の共同化効果が小さくなる。

F社：当社ではパラメータ等の活用により、帳票と他社システムとの連携以外カスタマイズはほとんどない。一方で、今まで提供していなかった府県の自治体にサービスを提供する場合、府県特有の報告等を実装する工数が発生する。

G社：独自カスタマイズを抑制する為に、帳票・統計様式及び事務等の統一化。また、ノンカスタマイズ利用団体間の広域クラウド化については、同一ベンダであってもコストメリットが享受できない可能性がある。

iii) 広域クラウド上のサービスが提供された場合、自治体が採用しない又は躊躇することがあるとするとその理由

A社：自治体間の距離がある場合、サポート支援体制およびアウトソーシング業務におけるサービス均一性確保に向けた取組が必要。

B社：広域クラウド化がシステムの完全標準化を前提とした際、システムに事務運用を合わせる事が困難と判断された場合や、データの庁外での管理に代表されるセキュリティ上の懸念がある場合、などが想定される。

C社：提供されるサービスの内容によるが、他システム連携等で現行システムから大幅にサービスレベルが低下するような場合、また、コスト面で現行システムからの増額となる場合は、採用いただくのが難しいと考える。

D社：現状の運用プロセスをパッケージ運用に合わせる事により、事務運用の変更について躊躇される可能性があるとして想定している。

E社：現行の行政サービスを維持しなければならない、または近隣都市とのサービスレベルに差が出てはならないとなると、採用が躊躇される。

F社：広域クラウドのサービスを自治体が採用しない又は躊躇することは特にない。

G社：カスタマイズの自由度が低いこと、現行の事務運用見直しへの負荷。また、地場企業等の活用等が想定される。

iv) 広域クラウドの参加自治体が地理的にばらつくことや参加自治体が増えることによる回線容量や帯域などにおける課題

A社：LGWAN-ASPを利用した広域クラウド化の場合、LGWANのトラフィック状況の確認および、LGWANと接続する上位接続（都道府県ノード）の帯域増設及び参加団体側の帯域増設における費用が課題。

B社：クラウドサービスについて地理的にばらつくことや参加団体増による回線容量や帯域に関する課題はない。

C社：クラウドサービスを提供するうえで地理的なばらつきや回線容量は影響ないが、団体間での仕様調整を行ううえで、コミュニケーションの取りづらさが課題となると考える。

D社：地理的にばらつくことや参加数が増えることでネットワークに関する課題はない。

E社：LGWANの帯域拡大が必要。さらにバックアップ用に別回線が必要（オンラインへ処理の影響を排除するため）。

F社：広域クラウド化の課題としては自治体のLGWAN接続回線は容量が十分でないケースがある。

G社：広域クラウド提供元と利用団体間にて個別に回線を選定する課題がある。

v) 広域クラウド化による、自治体側・ベンダ側それぞれにおけるコスト削減効果又はコスト増の要素

A社：広域クラウド化においては、自治体クラウドの導入に伴う検討で行われる様式の統一化や業務の標準化による効果が同様に得られると思われる。コスト増としては、自治体側とベンダ側の帯域増設における要素がある。また、別キャリアで回線冗長をした場合の回線利用料と機器台数の増加も挙げられる。

B社：コスト削減効果として、特に現地でのシステムメンテナンス工数の削減が実現できた。また、諸々の対応の迅速化が図れたことは大きなメリット。

C社：コスト面ではベンダ側はシステムの集約化によって、SEリソースを共用できることによるコストダウンが可能。

D社：自治体クラウド導入時の要件定義・システム構築・システムテストなど要件数に応じて当社側や職員負担は増える一方、保守に関しては工数を抑制できる。

E社：団体側で環境を保持するケース（オンプレミス）に比べ、システム保守に要するコストを低減。バックアップ環境（縮退環境）を団体ごとに保持する場合にはコスト増となる場合もある。

F社：当社としては自治体側もベンダ側もコスト削減効果がある。

G社：コスト面では自治体側はノンカスタマイズ利用により、法改正等のコスト削減を見込む一方、既存庁内システムとのデータ連携見直しによるコスト増。ベンダ側は個別カスタマイズの抑制による維持メンテナンス及び個別自治体との調整コストの削減。

vi) 現行の LGWAN、あるいはLGWAN-ASPに関する課題、意見をお聞かせ下さい。

A社：・LGWANについて

LGWAN接続ルータについてはJ-LISが冗長構成を強く推奨しているが、LGWAN接続ルータ配下の庁内側機器においてシングル構成が多いことが課題。総務省及びJ-LIS側で必須とするような通知や補助金等の検討を要望する。LGWANを利用した業務が多々あり、庁内側で計画停電等があると自治体側は関係所轄

機関へ連絡をしなければならず負荷となっている。連絡先を一本化し、そこから各々へ周知できる仕組みを要望する。（関係所轄機関：J-ALERT、番号関係、コンビニ交付等）

・ LGWAN-ASPについて

LGWAN設定料およびASP運営管理料（使用料、利用料）の低減。申請等の手続に関するリードタイムの短縮を希望する。また、申請における電子申請化を希望（現在はエクセルでのやりとり）。LGWAN-ASPを用いたパブリッククラウド（Azure等）接続にて、サービスを利用するニーズがある中で、LGWAN-ASPとしての立場や取り扱うデータについての基準（ガイドライン）が無いことが課題。また、利用できるクラウド会社やパブリッククラウドと接続する回線についても同様に基準が必要。

B社：特になし。

C社：帯域制御の仕組みがないため、番号利用事務系以外のトラフィックや他団体のトラフィックの影響を受ける可能性がある。

D社：都道府県内の回線容量や帯域が異なり公開されていないため、LGWANで提供可能かテスト運用し判定する必要がある。

E社：ベンダDC環境に引き込む場合の費用が高い。また、民間回線利用に比べ、LGWAN利用のコストメリットが出ていない。

F社：特になし。

G社：住民情報系システムをベンダ側がサービスとして提供し、SLAを保証するための判断に必要な各種情報の開示や説明等（LGWANの可用性、帯域保証、セキュリティ面（接続方法等）等）行っていただく必要がある。

項目②標準仕様書の内容・粒度

A社：J-LISから掲示されている「既存住基システム改造仕様書」に明記されている内容・粒度が必要。加えて、システムが標準化に適合しているか否かの判断をするために、機能一覧（メニュー一覧）が必要。また、その機能がなぜ必要か明記されている必要もある。

B社：特定ベンダに依存する内容、費用対効果に直結する内容（データセンター・インフラ・運用等）、個別調達可能な内容（周辺機器等）は標準仕様書から割愛すべき。

住民記録に関しては、他業務でも利用する住民の氏名や住所、世帯構成といった住民の基礎情報を保持しているが、住登外情報に関する位置付けも標準仕

様書記載するのか、除外するのか、明確にすべき。また、住民窓口が扱う業務範囲に起因する部分も明確にすべき。

C社：粒度に関してはできる限り詳細化すべきだが、各団体の詳細な仕様を集めて最小公倍数的な仕様になってしまうと、かえってコスト高になる可能性がある。システムの外部仕様についての標準化についてはデータ構造や内部処理のあり方に関しては、各ベンダの創意工夫を重視すべき。

D社：内容については業務ごとに考えられる処理分類でスコープを明確にする必要がある。粒度に関しては処理単位ごとに求められる機能や入出力情報を明確にする必要がある。

E社：法令等に関する仕様を明確化し、実装すべき機能と関連チェック仕様や帳票様式・出力様式の統一化。また、法令等の記載されていない事務と仕様統一化。ただし、データ管理方法等については標準仕様対象外とすべき。

F社：標準仕様書には、「自治体クラウド導入時の情報システム調達におけるカスタマイズ抑制のためのガイドライン」（総務省自治行政局地域情報政策室平成31年3月29日）6ページに記載されている「表3 機能要件詳細設定型アプローチの機能要件の整理イメージ」の内容と粒度が必要。

G社：機能に関しては事務フローを標準化したうえで段階的詳細化するのが望ましい。さらに従来のREPの記載粒度からもう一度詳細化した要求機能項目が必要。様式・帳票に関してはレイアウト・印字内容について標準化されることが望ましい。内容については画面を標準化対象外とすることは妥当だと考える。印鑑登録事務については印鑑登録事務そのものを今回の標準化対象とする必要はないが、住民記録と連動する部分については標準化の検討項目としてもよいかと考える。

項目③データ・文字について

A社：データベース項目・構造に関する課題として当社の住基システムの仕様と異なる場合、データ移行等の作業が工数大となる。文字セット・文字コードに関する課題としては特殊文字へのシステム対応が必要となった場合、システム改修が必要工数大である。

B社：データベースの項目等については、パッケージシステムにおける各種機能により違いがあるため、項目レベルで標準化する必要はないが、データ連携など、外部出力時のインタフェースの標準化は必要。

文字については内部の文字セットを標準化することには対応できないが、外

部連携、データ提供する場合に標準化の文字コード・文字セットに合わせることでできれば標準化として問題がないと考える。外字については自治体毎に違いがあり、作成する基準が明確になることで標準化しやすくなる。

C社：データベース構造は住民記録システムとして、「住民基本台帳事務を遂行するため」に法令で定められた項目は全て保持しているが、「市区町村事務を円滑にするため」に必要なデータ項目や機能を多数保持している。

D社：データベースに関しては関連するシステムを併せて改修することになる。文字コードに関しては一部再設計が必要な帳票がある。外字については最終的には職員の判断。

E社：データベースの項目・構造は業務プログラムと密接に関連しているため、全面的な再設計となる。

F社：データベースに関してはベンダ各社で全く異なるため、標準化によって項目等が変わる場合は、プログラムの全面的な書き換えが必要。文字セットは住基ネット明朝フォントを採用。変更する場合はデータ変換等の改修が必要。外字については外字作成ツールを提供。

G社：データベース項目等の変更は、パッケージシステムの根幹に関わる部分となるため、影響範囲が非常に大きくなると想定。外字の扱いについては導入済みの自治体においては、既存のデータベースのデータをすべて文字コード変換し再セットアップする作業が発生する。システム改修コストも多大になる。

項目④DV（ドメスティック・バイオレンス）の粒度について

A社：DVについて、システムから登録できるようになっている。対象者（被害者）を登録できる。加害者は登録できない。被害者の方について住民記録以外にも印鑑、国保、年金では照会画面で警告メッセージが出る。証明書類についても警告メッセージが出る。一括帳票についてはリストの中に含まないようにしている。今後については、戸籍のシステムや他社システムとの連携、加害者の情報登録も検討している。標準仕様書については被害者、加害者情報。また、国の方針を盛り込んだものが望ましい。

B社：DV措置に関しては粒度が自治体によって様々である。パッケージシステムとしてはDVの仕様に関して浅いところから深いところまで対応できるようなバージョンアップをしている。DV仕様については深いところ、絶対に住所まで出てこないところまで粒度を深めるべきである。

D社：DV対応は窓口で市民の方に見えないように住所を非表示にしている。基

本は住民票でDVを入れるので税のシステム等に連携もしている。基本的にはDVを管理するというレベルではないかと思っている。

E社：DV情報は、住民記録で管理、また、宛名で管理など、ベンダ毎に管理している場所（方法）が異なるため、標準仕様として検討すべきである。

F社：DVについては一括して管理する。処理フラグによって自治体ごとに利用の有無を設定できる。当社が基幹システムに新しい機能を実装する場合、複数の団体から意見を求め、多くのお客様でご利用頂けるよう汎用性を高める。さらには、大規模改修や新制度創設などの場合、顧客市町村の実務家にご参集いただくシステム研究会にて、業務フローや機能についてのレビューを実施している。

項目⑤総合窓口の機能について

A社：約1割弱が総合窓口のパッケージを採用。

F社：当社も総合窓口機能を用意しているが導入している自治体は1割もない。調達仕様書に入っているが、運用開始する際には組織的にも検討した結果、導入しない自治体が多い。

G社：総合窓口用のパッケージがある。10団体がこれを使っている。他課照会・他課証明は総合窓口用のパッケージでなくても標準機能で備わっている。他課照会・他課証明はほとんどの自治体が導入している。

以上